

模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement: ACTA) (仮称) 構想について

2010年8月
外務省経済局知的財産室

1. 経緯

増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効率的に対処するために、知的財産権の執行に係る

①強力な法的規律の形成と、②国内での知財執行及び国際協力の強化を柱とした、高いレベルの新たな国際的な法的枠組みが必要。



2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、我が国より、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱。その後、日米共同のイニシアティブとして、議論をリードするとともに関係国に働きかけ。



2007年10月に日米欧等から関係国との協議開始を発表。2008年6月から条文案をベースとした交渉を開始し、これまでに10回の関係国会合を開催(第10回は2010年8月にワシントンで開催)。ACTAの2010年中の可能な限り早期の交渉妥結を目指す。

(日本、米国、欧州連合(EU)、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、NZ、モロッコが参加。)

2. ACTA交渉で議論されている主要事項

I 法的規律の形成

i 民事上の執行

- ◆適切な損害額の定義、損害額の算定
- ◆司法当局等の差止命令権限及び暫定措置
- ◆合理的な訴訟の費用の償還 等

ii 国境措置

- ◆取締りの対象範囲(輸出及び通過の取締り)
- ◆権利者による税関への申立手続
- ◆職権による物品の差止め
- ◆侵害物品の没収及び廃棄の手続
- ◆侵害物品の保管及び廃棄の費用 等

iii 刑事上の執行

- ◆商標権及び著作権の侵害に対する手続及び罰則
- ◆侵害の疑いのある物品等に係る司法当局の差押及び没収の権限
- ◆模倣ラベルの取引及び視聴覚的著作物の盗撮に対する手続及び罰則 等

iv デジタル環境における知的財産権の執行

- ◆インターネット上における著作権及び関連する権利の侵害防止に関するインターネット・サービス・プロバイダのあり得る役割と責任 等

II 国際協力の推進

- ◆国際的な執行協力の重要性の認識共有
- ◆情報交換を含む執行当局間の協力の促進
- ◆統計資料及び最良の実例等の共有
- ◆途上国の能力開発及び技術支援

III 執行実務の強化

- ◆執行機関における知財専門家の育成
- ◆関連情報の収集及び分析
- ◆当局間の国内調整の強化、諮問団体の設定の奨励
- ◆国境措置におけるリスク管理
- ◆執行に係る手続情報の公表
- ◆侵害による有害な影響に対する公衆意識の向上 等